

修正前		網掛け：削除箇所
第4回地域審議会		<u>下線</u> ：表現修正
第3回策定審議会時	構想案	：文書挿入

八代市総合計画

【基本構想（素案）】

計画の策定にあたって（序論）

- 1．総合計画の策定の意義 1
 - 1) 総合計画の趣旨と目的
 - 2) 総合計画の性格と役割
- 2．構成と期間 2
- 3．八代市の概況 2
- 4．社会の潮流 3
- 5．主要指標の見通し 4

基本構想（本論）

- 第1章 まちづくりの理念と市の将来像 8
- 第2章 将来像を実現するために 9
 - 第1節 基本目標 11
 - 第2節 施策の大綱 12
 - 第1項 誰もがいきいきと暮らすまち 12
 - 第2項 郷土を拓く人を育むまち 13
 - 第3項 安全で快適に暮らせるまち 14
 - 第4項 豊かさとにぎわいのあるまち 16
 - 第5項 人と自然が調和するまち 17
- 第3章 計画推進の方策 18

本文修正に伴い、変更有り

計画の策定にあたって（序論）

1 総合計画の策定の意義

総合計画の趣旨と目的

八代市は、平成の大合併を受け平成 17 年 8 月 1 日、八代市と八代郡坂本村・同千丁町・同鏡町・同東陽村・同泉村が合併して誕生した新しい市です。

今日、少子高齢化の急速な進展を始めとし、高度情報化などの社会情勢の変化や環境に関する意識の変化など社会情勢はめまぐるしく変化しています。

さらに物が豊かになり、量の充足を追求してきた人々が質的な充実を求める時代に変化しています。人々の関心がよりよい地域や環境のもとでの生活の実現に向かうにつれて、行政ニーズも量的に拡大し、質的にも深まりを見せています。加えて、社会経済活動も大きく変化し、新たな地域社会の構築も求められています。

そのため、行政のあり方もさまざまな社会情勢に即応できるよう質を高めていかねばなりません。地方分権が進むなか、行政の公正さや透明性の確保とともに、地域の主体性と独自性の発揮が待たれています。

このような背景を踏まえ、新しい八代市が誕生し、初めての総合計画となる「八代市総合計画」は、今後の市の進むべき方向を明確にするための総合的・長期的な計画であり、市政におけるすべての施策の基本となるものです。

八代地域市町村合併協議会による協議と合意のもとに策定された「新市建設計画」において「“創生”輝く新都 八代」の理念のもと、将来像「恵まれた資源を活かして、発展する豊かなまち」「人と地域が主役のまち」を目指して「八代市」は誕生しました。

八代市総合計画はこの「新市建設計画」を尊重しつつ急速に進展する時代背景のなか、一体感の醸成を促すと同時に、多様化する市民ニーズをまちづくりに反映し、市民と行政が協働し、より発展的かつ具体的にまちづくりに取り組むことを目的として策定します。

総合計画の性格と役割

八代市総合計画は、市民と行政が協働して総括的かつ計画的にまちづくりを行うための市政の基本方針としての性格を持つものであり本市においての最上位の計画として位置づけます。

また、この計画は長期的な展望のもと、本市のあるべき姿を描いたまちづくりのビジョンであり、次のような役割があります。

市民と行政によるまちづくりの行動指針

この計画は、市民に対してまちづくりをすすめるための方向と、市民と行政が一体となって取り組むべき共通の行動指針を明らかにしたものです。

総合的・計画的な行政運営の基本方針

この計画は、将来像の実現に向けた施策・事業を総合的かつ計画的にすすめるための行政運営の基本指針となるものです。

2 構成と期間

この計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成されています。

基本構想・・地方自治法第2条第4項の規定に基づき策定するものです。八代市では、まちづくりの理念と市の将来像を明らかにし、それを実現するための基本目標と施策の大綱を示したものとまとめてます。平成20年度 から平成29年度 までの10カ年の計画を策定します。

基本計画・・基本構想で明らかにした 将来像を実現するため 、必要な基本的な施策を体系的に示したものです。前期5カ年、後期5カ年の計画とします。

実施計画・・基本計画で示された基本的な施策を計画的かつ効率的に実現するために、具体的な事業や施策の内容を明らかにするもので、3カ年計画として策定し、毎年ローリング（見直し・調整）します。

3 八代市の概況

「概要」入

平成17年8月1日、八代市と八代郡内の坂本村・千丁町・鏡町・東陽村・泉村の1市2町3村が合併し、人口約14万人、面積 680.2 km²を有する県南最大の都市「八代市」が誕生しました。

本市は、県都熊本市の南約40 kmに位置し、東西 50 km、南北 25 kmの面積を有し、西は八代海に臨み、北は八代郡、宇城市、上益城郡、下益城郡、東は宮崎県東臼杵郡、南は球磨郡、芦北郡に接しており、日奈久断層崖によって八代平野（西地区）と山地（東地区）に区分され、全面積の約30%が平坦地、約70%が山間地から成り立っています。東部の山間地は、泉町の国見岳(1,739m)を最高峰として九州山地の脊梁地帯を形成し、平家落人伝説が語り継がれる秘境五家荘など、歴史と自然豊かな地域を有しています。五家荘は、谷や溪谷など自然が作り上げた景観を季節ごとに楽しみ、特に紅葉の時期には県内外から多くの観光客が訪れます。また、約600年の歴史ある日奈久温泉は、現在でも人々の心身を癒してくれます。

また、日本三急流の一つである球磨川や氷川の両水系で形成された豊かな土地が広がり、その豊富な水資源は、扇状地式三角州を中心とした沖積平野や、永年にわたる干拓事業によって出来た広大な平野を潤しています。これらの豊かな

資源を活用し、イ草やトマトなど数多くの農産物が生産されています。

さらに、恵まれた自然条件に加え、臨海工業用地の造成や港湾整備の充実が図られ、早くから中央資本の工場が進出し、県下有数の工業都市としても発展しているところです。

交通アクセス面では、南九州の交通の結節点として、九州新幹線（新八代 鹿児島中央間）、九州縦貫自動車道、南九州西回り自動車道、アジア物流拠点として県内最大の国際 港である八代港が整備され、地域発展のあらゆる立地条件に恵まれた環境にあり、自然と調和のとれた潤いのある地域です。

「人口・世帯数」のデータ入

4 社会の潮流

ここでは、本計画を策定するにあたって、本市をとりまく状況を把握するために重要と考えられる基本的な社会の潮流を次のとおり示します。

少子高齢社会の進展

わが国の人口は、平成 18 年（2006 年）をピークに減少に転じ、年少 人口 や生産年齢 人口の割合が減少し、一方で老年 人口 が増加、急速に少子高齢社会へ移行していきます。

八代市においては、人口は昭和 55 年以降、減少をつづけており今後も人口減少のスピードは増していくものと予想されます。子育て環境や教育環境の充実とともに、高齢者・障がい者に配慮した社会環境の充実が求められます。

注釈入

地方分権時代への対応

地方自治体がそれぞれの判断と責任において自治体経営を行う時代となっています。市民の意向に沿った行政運営を形にしていかなければなりません。これに加えて厳しさを増す国・地方財政を背景に、全国で従来の地方自治の枠組みそのものの見直しが求められています。自治体のあり方もさまざまな社会情勢に即応できるよう質を高めながら変化していく必要があります。

注釈入

自然と共生する循環型社会への対応

大量生産、大量消費、大量廃棄のライフスタイルは大量の廃棄物を生み出してきました。生活の利便性だけではなく、社会の営みを資源循環という視点で進めるという考えに基づき、リサイクル、省エネルギー、ごみの減量化 など自然保護を優先的に考える基本姿勢が求められています。

ユビキタスネット社会の到来

いつでも、どこでも、何でも、誰でもが情報通信ネットワークを通じて、情報のやりとりを行うことのできるユビキタスネットワーク社会の実現に向け、わが国における情報通信技術（ICT）はめざましく進展しています。

高齢者、障がい者などの情報弱者を含む、誰もが安心・安全で豊かな生活を

実現するために、これらの情報社会の恩恵を享受できる環境整備や新たな施策の展開が求められています。

【用語解説】ユビキタス

いつでもどこでも、利用者が意識せずとも、情報通信技術を活用できる環境 - 情報通信機器が現実生活の至る所に埋め込まれ、複雑な操作がなくともそれらが有機的に活用できる環境をいう。「買いたい商品を持って店を出ると、自動的に代金が引き落とされる」など。

国際化の進展

グローバリズムの進展、情報化社会の進展、広域交通網の発達、余暇時間の増大などにより、今後も一層、国際化や広域化は進展していくものと考えられます。

八代市は国際物流拠点港湾である八代港を有し、また県随一の産業集積による拠点都市でもあります。今後は、市民主体の活発な国際交流とともに、九州新幹線の全線開通を見据えた広域交通網の整備などにより交通の利便性が向上し、より国際化が進展するものと期待されます。

【用語解説】グローバリズム

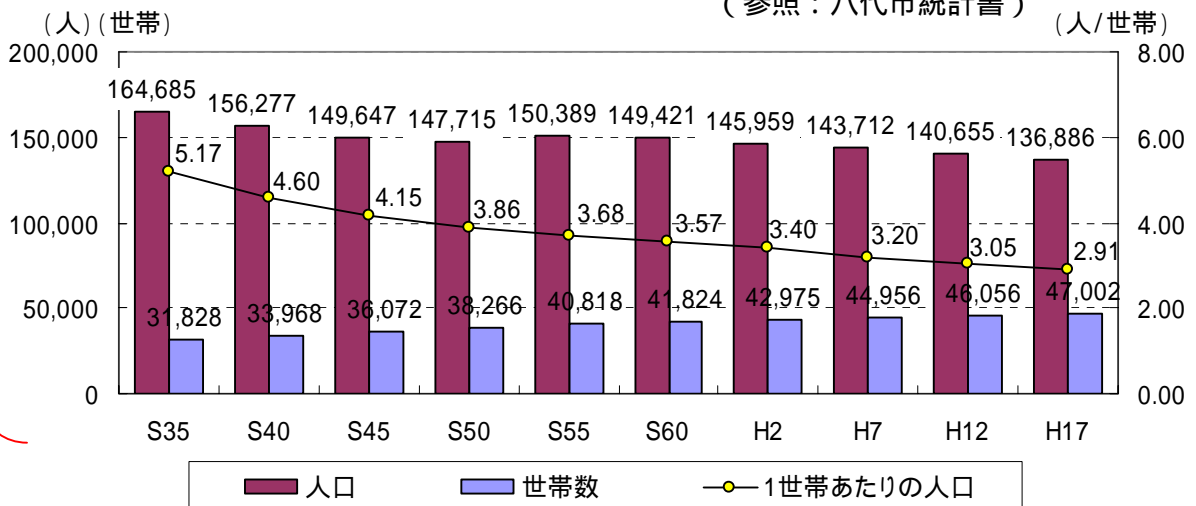
国際社会における相互依存関係の緊密化や通信手段の発達による情報伝達の加速化などにより、世界を国家や地域の単位からではなく、それらを連関した一つのシステムとしてとらえる考え方。地球主義。

4 主要指標の見通し

1. 本市の人口・世帯数

本市の人口は平成 17 年 4 月 1 日現在 136,205 人です。全国の人口は平成 18 (2006) 年をピークに、また熊本県の人口ではすでに平成 12 (2000) 年をピークに減少しはじめており、今後も人口減少が続くものと推計されています() が、本市においても、昭和 55 (1980) 年以降、減少し続けています。

国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口(平成 14 年 3 月推計)」
八代市の人口と世帯数の推移(昭和 35 年～平成 17 年：各年 10 月 1 日現在)
(参照：八代市統計書)



序論 八代市の現状へ移動

2 . 将来推計の方法

ここでは、過去の人口推移から将来推計を行い、算定された将来人口より将来世帯数の推計を行います。

過去の人口推移からの人口推計は、少子高齢化等の動向も見通していくため、年齢5歳階級別に推計を行う方法であるコーホート法を用いています。方法としては、年齢別に出生率、生残率、社会移動率等の人口変化要因をふまえて将来の人口動向を推計します。使用するデータは、国勢調査の値を用います。

また、世帯数の推計は、算定された人口推計値をもとに、別途推計される1世帯あたり人員で割ることにより推計します。

3 . 推計結果

(1) 人口推計

できるだけ直近に、そして実態的な人口の流動を反映するよう、過去における実人口の趨勢から将来動向を算出し推計するものとし、平成12年および17年の国勢調査値(各年10月1日現在値)によるコーホート推計により算出します。

コーホート要因法注釈入

目標年次である平成29年(2017年)の人口は、およそ122,000人と推計されます。

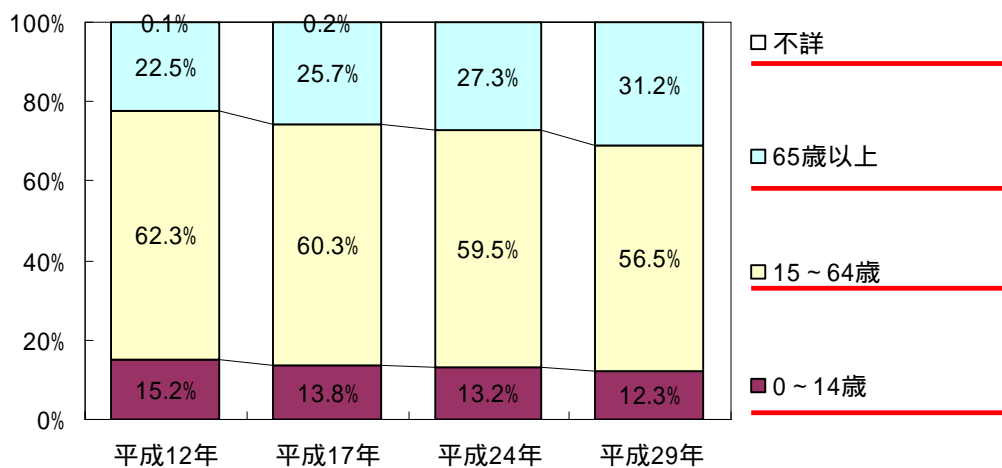
「人口の推移及び推計」グラフ入

うち、年少人口は12.3%(約15,000人)、生産年齢人口は56.5%(約69,000人)、老年人口は31.2%(約38,000人)と推計されます。

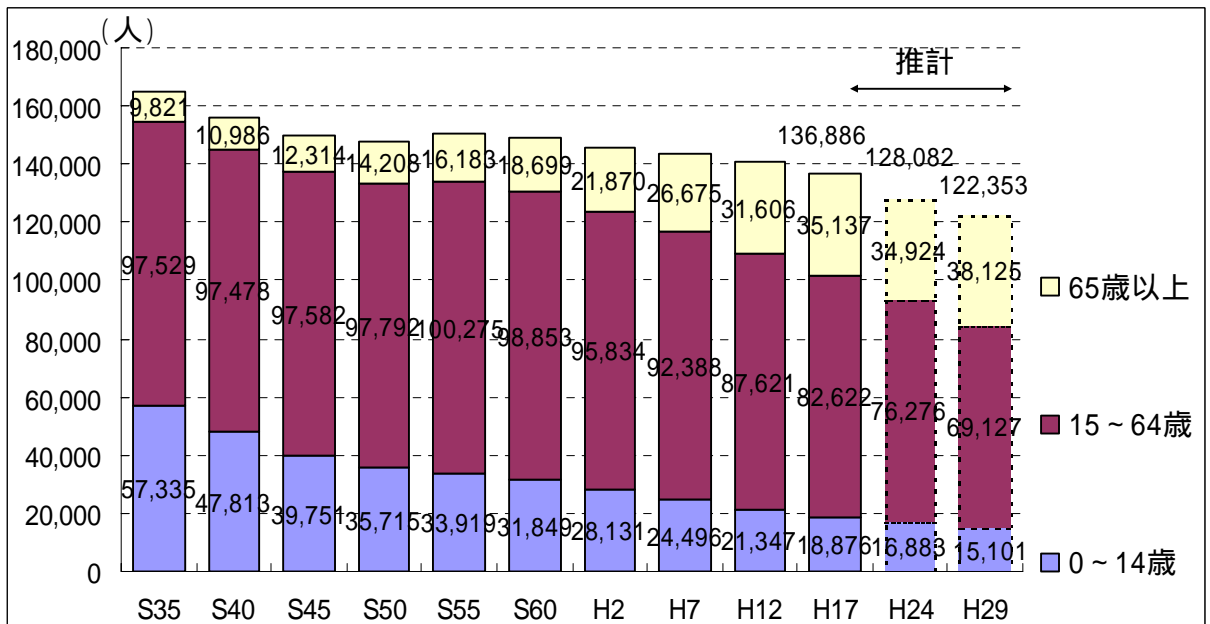
年齢3区分については、以下のとおり推計されます。

グラフ名・単位 入

	H12年	H17年	H24年 (推計値)	H29年 (推計値)
年少 人口	21,347	18,876	16,883	15,101
生産年齢 人口	87,621	82,622	76,276	69,127
老年 人口	31,606	35,137	34,924	38,125
総人口	<u>140,574</u>	<u>136,635</u>	128,082	122,353



掲載位置移動

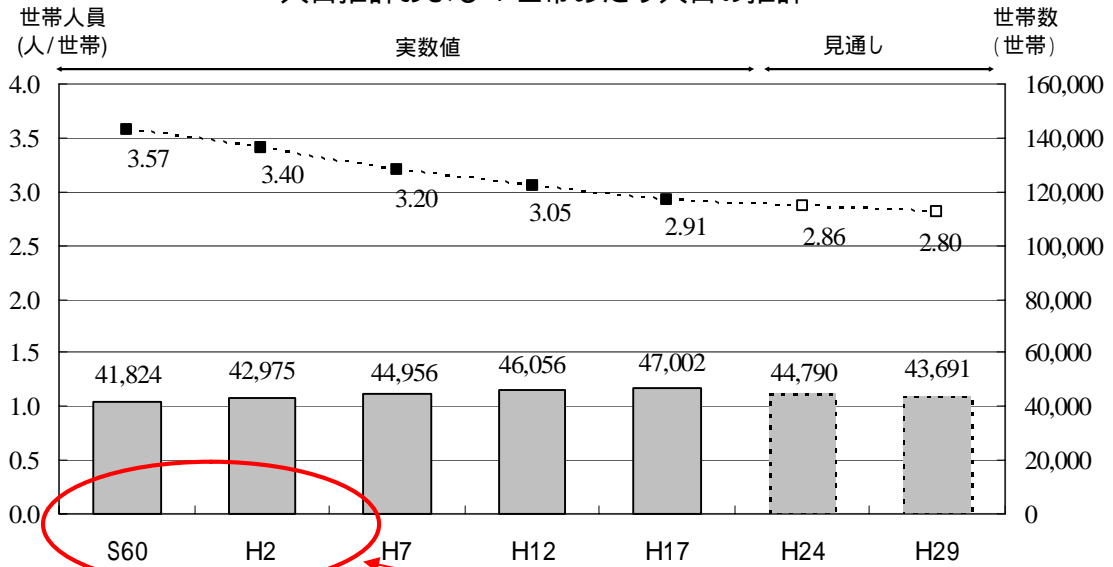


(2) 世帯数の推計

過去における実人口及び世帯数より、1世帯あたりの人口（平均世帯人員）を算定し、その値の将来推計及び人口推計から世帯数を算定します。

目標年次である平成29年（2017年）の世帯数は、およそ43,700世帯と推計されます。（下図表）

人口推計および1世帯あたり人口の推計



S50・55年データ追加

世帯数の推計

年次	S60	H2	H7	H12	H17	H24	H29
人口	149,421	145,959	143,712	140,655	<u>136,885</u>	128,082	122,353
1世帯あたり人員	3.57	3.40	3.20	3.05	2.91	2.86	2.80
世帯数	41,824	42,975	44,956	46,056	47,002	44,790	43,691

掲載位置入れ替え

(3) 就業人口の推計

過去における実就業者数及び割合より、産業分類別割合及び就業者数を推計し、先に算定された人口推計をもとに産業分類別就業者数を算定します。

平成29年における就業者総数は、およそ 54,600人 と推計されます。

(2)で算出した、八代市の人口推計値(平成29年:約122,400人)について、産業分類別就業者数を求めます。

産業分類別割合及び就業者数の推計(詳細は次項目より参照)より、平成29年における産業分類別就業人口は下表のとおりとなります。

平成29年 産業分類別就業人口の推計

	第一次産業	第二次産業	第三次産業	総計
人口	6,300	15,300	33,000	54,600
割合	11.5%	28.1%	60.4%	100.0%

「産業分類別就業人口の推移及び推計」グラフ入

基本構想（本論）

第1章 まちづくりの理念と市の将来像

第1節 まちづくりの理念

まちづくりの理念は、八代市にふさわしいまちづくりを行っていくうえでの、基本姿勢を表すもので、市町村合併に際して策定された新市建設計画における「新市づくりの理念」を発展的に継承したものです。

新市づくりの理念では、『豊かな実りと高い拠点性によって、自立した「くに」のような力強い自治体として発展し、そこではいきいきと躍動するまちづくりを担う人が育ち、生きがいと誇りを持って、安全で安心して暮らすことが出来るようなまち』になり、さらに『住民と行政の協働による人権尊重やユニバーサルデザインの理念を生かしたまちづくりを着実に進めていくことを基礎として、多様な自然や培われた豊かな歴史・文化と調和した「くにづくり」を目指す』こととしています。

このことから、個性ある心豊かな「ひと」づくりを基軸として、交通・物流の要衝としての「高い拠点性」を伸ばし、うるおいとやすらぎをもたらす「自然」を育むこととし、まちづくりの理念を定めます。

ひと

まち

自然

《まちづくりの理念》

お互いを尊重しあう平和な社会のもと、個性と魅力があふれた心豊かなひとづくりをすすめ、人と自然が共生し、安全で快適に暮らせる、誰もが住みたい、住み続けたいと思える元気なまちづくりを目指します。

第2節 市の将来像

まちづくりの理念に基づき、八代市のまちづくりを進めていくにあたって、目標とする本市の姿として、つぎの将来像を掲げます。

《市の将来像》

やすらぎと活力にみちた 魅力かがやく 元気都市“やつしろ”

多様で豊かな自然の恩恵のもと、安全で快適に暮らせるやすらぎにあふれたまちづくりをすすめ、また、従来からの産業の集積と広域交通の拠点性を背景に南九州の拠点都市として、活力にみちたまちを目指します。

さらに、お互いを尊重しあう平和な社会のもと、健康で安心して暮らせる、人の魅力かがやくまちづくりをすすめ、誰もが住みたい、住み続けたいと思える元気なまちを目指します。

(1) 目標年次

基本構想の目標年次は平成29年度 とします。

(2) 目標人口

本市の、平成29年の推計人口は約122,000人まで減少するという試算がなされています。

本市のみならず日本全土が人口減少社会に突入したこの時代においては、まずはこの人口減少に歯止めをかけることが求められます。計画期間内においては、推計上の人口減少数を半減させることを目指して、目標人口を130,000人と定めます。

さらに、将来、都市圏域の拡大も視野に入れ、新市建設計画での目標人口を目指していきます。

(3) 主要な指標

目標人口13万人をめざすため、計画目標年次である平成29年度における推計値を次のように示します。

1. 人口フレーム

年少人口割合(0~14歳)	16,100
生産年齢人口割合(15~64歳)	73,400
老年人口割合(65歳以上)	40,500
<u>合計</u>	130,000

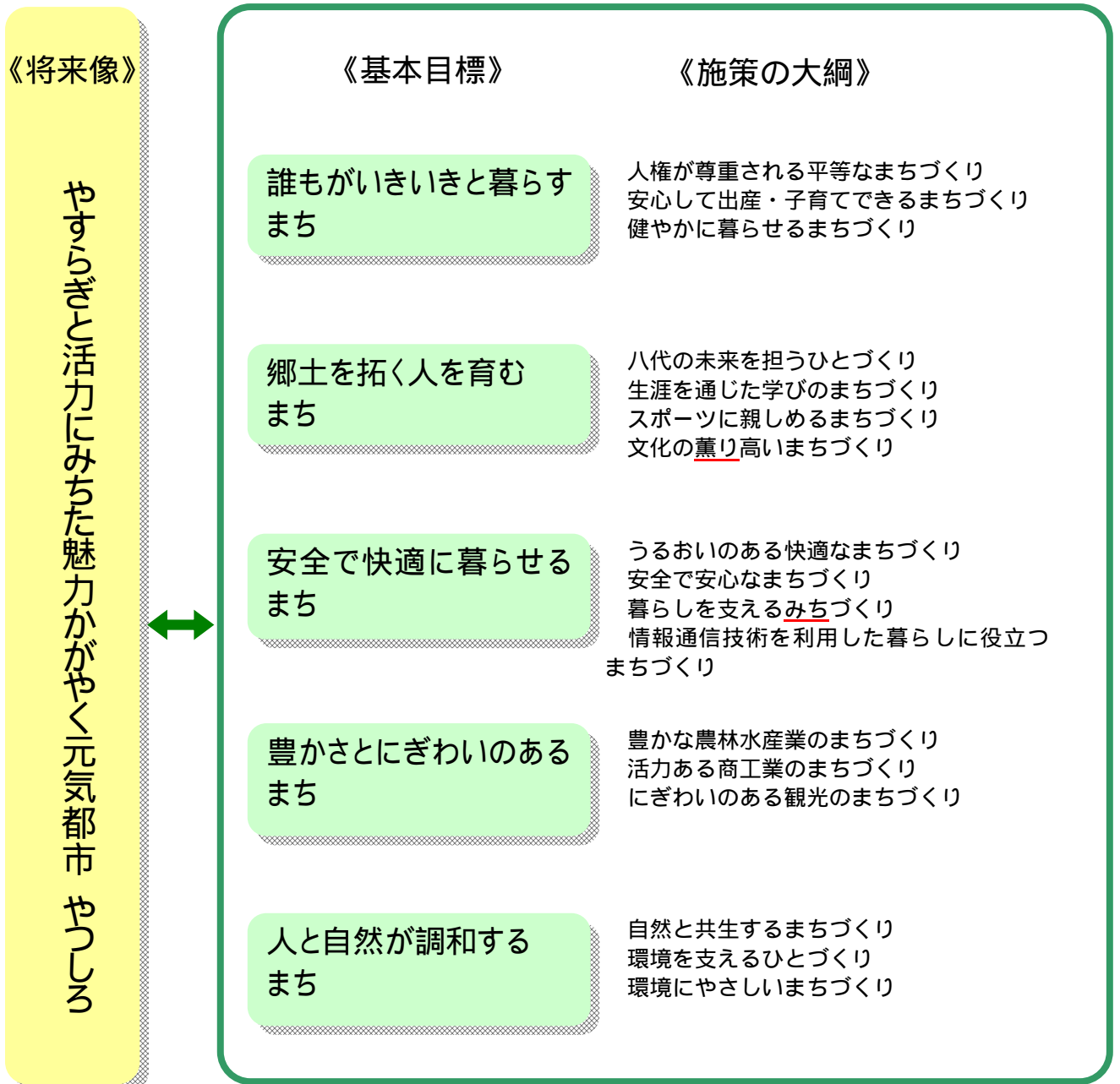
2. 世帯数フレーム

年次	平成29年 推計
人口	130,000
1世帯あたり人員	2.80
世帯数	46,400

第2章 将来像を実現するために

施策の体系図

将来像を実現するための「基本目標」と「施策の大綱」を図式化したものです。



計画推進の方策

市民と行政がともに歩むために

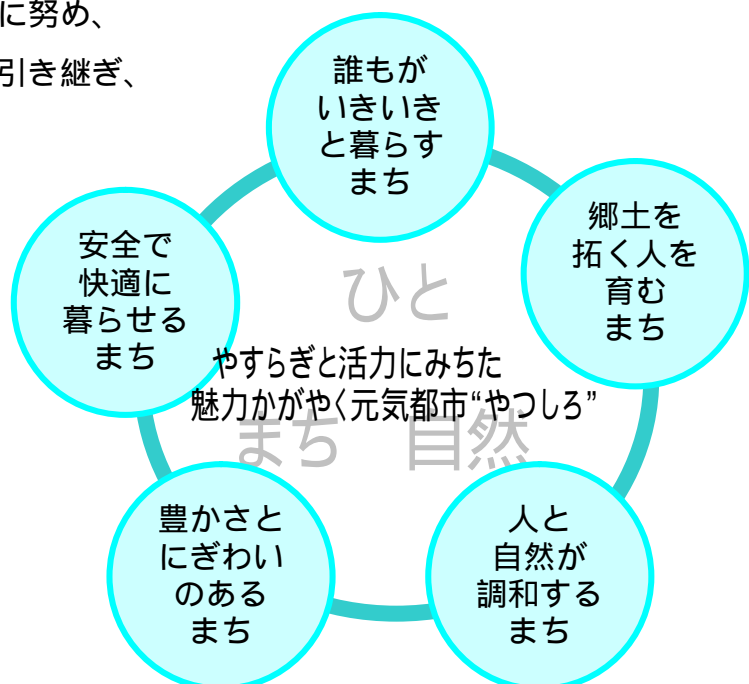
効率的・効果的な行財政の経営協働によるまちづくりの推進

第1節 基本目標

まちづくりの理念のもと、八代市のまちづくりに取り組むにあたり、共通の目標を持つ必要があります。そこで、下記の5つのまちの姿を基本目標として定めます。

ここで描く5つのまちの姿は、基本構想の目標年次（平成29年度）における「市民の生活の姿」、「市の姿」です。市民、行政がそれぞれの立場で取り組み、目標とするものです。

1. 市民一人一人の人権が守られ、すべての人が社会に参加できる環境のもと、子どもから高齢者まで健康で安心して生活することができる 誰もがいきいきと暮らすまち。
2. 学校教育をはじめ、生涯学習や文化・スポーツに親しむなど、個性や能力を生かした心豊かな 郷土を拓く人を育むまち。
3. 交通基盤や生活基盤など、市民の暮らしの向上と産業発展・定住促進のための基盤づくりがすすむ 安全で快適に暮らせるまち。
4. 優れた産業の担い手を育て、生産性の高い力強い産業の振興を図るとともに、魅力ある観光素材を活かし、多くの交流が生まれる 豊かさとにぎわいのあるまち。
5. 自然環境の保全・再生・創出に努め、
多様で豊かな自然を次世代に引き継ぎ、
持続可能な循環型社会が
形成された
人と自然が調和するまち。





第2節 施策の大綱

先に述べた「将来像」や「基本目標」を実現するため、次のような施策を展開していきます。

第1項 誰もがいきいきと暮らすまち

人権が尊重される平等なまちづくり

わが国では性別や国籍、障がいの有無などに対する偏見や差別意識がいまだに存在し、とくに特定の病気や出身地などによりいわれのない差別を受けている方がいます。すべての人は平等で、他の人々と対等に生きる権利を持っています。同じ人間として分け隔てなく社会で共生できるよう、偏見や差別意識を排し、ともにまちづくりをしていく必要があります。

すべての人の社会参画の機会を増やすとともに、差別のない明るいまちづくりを目指すために人権に関する啓発・教育を推進していきます。

安心して出産・子育てができるまちづくり

核家族化の進行や雇用環境の変化などによる出産や育児の不安や負担感が大きくなっています。

そのため、安心して子どもを産み育てることができるよう、母子保健の充実を図るとともに、家族や地域、職場などの協力を得ながら妊産婦の母体管理や出産不安の軽減に努めます。

また、子どもの健やかな成長を促すための健康管理や育児支援などの充実を図り、安心して子育てできる環境づくりを進めます。

健やかに暮らせるまちづくり

生活様式の多様化に伴い、生活習慣病の増加や若年齢化が進んでいます。さらに、急速な高齢社会の進展等もあり、医療や介護を必要とする人が増えています。

市民誰もが生涯を通して心身ともに健康にすごせるよう、食育を基礎とした子どもの頃からの健康づくりを積極的に推進します。

また、住み慣れた家庭や地域の中でお互いが支えあい、健やかに暮らせるまちづくりを実現するために、保健・福祉・医療の充実とともに地域支援体系の確立を図ります。

第 2 項 郷土を拓く人を育むまち

八代の未来を担うひとづくり

子どもたち一人一人の個性を生かし、変化する時代の潮流に自ら対応できる「生きる力」を育むため、学校・家庭・地域が連携し、未来を担う世代の育成に取り組む必要があります。

子どもたちに安全・安心な教育環境を提供し、そのなかで、発達段階に応じた学力を培うとともに、心身ともに健全でたくましく、豊かな感性や社会性を備えた児童生徒の育成を目指します。また、家庭・地域の教育力を積極的に活用しながら、特色ある学校づくりに努めます。

また、青少年がすこやかな心を育めるよう、人権に配慮した地域社会の見守り活動や相談事業をすすめます。

生涯を通じた学びのまちづくり

子どもから高齢者までが、生きがいをもち充実した生活を営むため、市民の学習・文化活動へのニーズに応じ、学び・発表する場や機会を提供する必要があります。そのため、地域で行われる文化活動などを支援するとともに、より良い学習の場の提供に努めます。

また、生涯を通じて、すべての人が尊重され、お互いが認め合える社会の実現のため人権教育の推進に努めます。

スポーツに親しめるまちづくり

市民の健全な心身の維持、健康増進のため、子どもから高齢者まで、市民自らが生涯にわたり取り組む豊かなスポーツライフの実現を支援する必要があります。そのため、誰もが気軽にスポーツに親しめる機会づくりや環境の充実を図るとともに、競技スポーツの更なる振興に努め、地域スポーツの組織づくりや指導者の育成をすすめます。

文化のかおり高いまちづくり

豊かでゆとりある生活を実現するために、個性ある伝統文化の保存・活用とともに音楽、演劇、絵画などの様々な文化活動の発表の場や、すぐれた芸術文化の鑑賞機会の充実が求められています。

そのため、市内各地域に数多く伝えられている歴史資料、史跡、建造物、伝統行事など有形無形の貴重な文化財の保存・整備、継承、公開・活用を進めるとともに、市内外への積極的な情報発信を行い、魅力あるまちづくりに役立てます。

また、すぐれた芸術を鑑賞する機会を数多く作り、新たな市民文化の創造に寄与します。

第 3 項 安全で快適に暮らせるまち

うるおいのある快適なまちづくり

本市は、九州山地の最深部から平野部、八代海までの広大な範囲にまたがる個性豊かな地域を有しています。そのため、市民一人一人が豊かでうるおいに満ちた暮らしを享受し、また、まちの活性化を図るためには、それぞれの地域の良さを活かしたまちづくりを進めることが重要です。

そこで、計画的な土地利用を進めるとともに、公園、緑地、上下水道等の整備を行い、豊かな自然と調和のとれた魅力的なまちを形成し、快適な居住環境づくりに努めます。

また、都市の拠点性を高めるために、港湾や新八代駅周辺などの整備にも取り組みます。

安全で安心なまちづくり

近年、全国各地で地震や集中豪雨による自然災害が多発しており、本市においても防災対策の一層の取り組みを望む声が高まっています。また、日常生活を脅かす交通事故などの様々な社会問題に対しても、市民の生命や財産を守り、安心して暮らせるための対策が強く求められています。

そこで、安全で安心なまちづくりをすすめるためには、自然災害に強いまちづくりに努め、消防・防災・救急体制などの充実・強化を図り、併せて、万一の有事に備え、国民保護体制の整備を行なうとともに、テロ、感染症、環境汚染などの緊急事態から市民を守るための総合的な危機管理体制の強化を図ります。

交通対策や防犯においては、交通安全施設や防犯灯の整備、交通安全・防犯運動などの啓発に努め、多様化する消費生活の問題に対しては、消費者教育や相談窓口の充実を図ります。

暮らしを支えるみちづくり

暮らしを支える交通の基盤整備は、市民の日常生活の利便性・安全性を図ることはもとより、市民生活圏の広域化や産業の活性化、物流拠点性の向上に対応するためにも欠かせません。そのため、安全で快適に利用できるよう交通体系のより一層の充実を図り、人と地域の交流が進むまちづくりに努めることが重要です。

そこで、安全で円滑な道路の整備を進め、公共交通機関の有効活用による利便性の向上を図るとともに、広域交通網としては、国道や県道の整備促進やフェリーなどの船舶交通の充実に努め、地域交通網としては、都市計画道路や身近な生活道路

の整備を進めます。

さらに、新八代駅へのアクセス道路などの整備や公共交通機関との連携強化を図り、都市の交流拠点性の向上に努めます。

情報通信技術（ICT）を利用した暮らしに役立つまちづくり

市民生活の向上、安心・安全の確保や産業の発展に活用できるように、インターネット通信網や携帯電話の普及など情報通信技術（ICT）の発展に対応した情報通信基盤の充実を図ります。また、情報の取り扱いの習熟・普及を進め、行政事務の効率化や地域交流の活発化を図るとともに、 個人情報保護やセキュリティの強化も積極的に行っていきます。

【用語解説】ICT

information (and) communication(s) technology(-ies)の略で 情報通信技術を表す言葉。IT（情報技術）とほぼ同義。国際的には ICTの方が定着している。情報通信技術からその応用利用場面まで広く使用され、コンピューターやインターネットの進化と広がり、工学的技術から企業経営、人文・社会科学、コミュニケーションまでその応用範囲を広げている技術・手法を総称している。

第 4 項 豊かさとにぎわいのあるまち

豊かな農林水産業のまちづくり

本市の農林水産業は、食生活や生活様式の変化、輸入自由化、後継者不足や担い手の高齢化等の問題から、構造的に脆弱化の傾向にあります。

そこで、地域の活力を担う農林水産業を健全に発展させるため、計画的に生産基盤の整備をすすめ、効率的な生産・流通システムの確立に努めます。また、多様化する消費者ニーズに的確に対応するため、地域の諸資源を有効利用した付加価値の高い農林水産物の生産を促進するとともに、経営感覚に優れた担い手の育成・確保に努めます。

活力ある商工業のまちづくり

地域経済が活性化し、まちに活気をもたらすためには、商工業の振興は重要なものです。

そこで、地域の特性を活かした魅力ある商業の推進に努めるとともに、街なかへの居住を推進し、さらに都市機能を集約することにより、中心市街地の活性化を図ります。

また、雇用の拡大を図るため企業誘致をすすめるとともに、産学連携による新技術の開発や人材育成の促進、各種融資制度の提供により企業の体質強化を支えます。さらに県内最大の国際貿易港「八代港」の利用促進を図り、産業の活性化に繋がります。

にぎわいのある観光のまちづくり

恵まれた自然・文化・歴史などを最大限に活かし、個性ある魅力的な観光地づくりをすすめることにより、にぎわいと交流を創出することが求められています。

そこで、九州新幹線鹿児島ルートの中線開業を見据え、各地域にある観光資源を活かし、それらを結びつけた観光ルートづくりをすすめ、体験型・滞在型など地域の特色を活用した観光の充実を図ります。さらに、広く観光情報を発信することにより、観光客を誘致し、訪れた人が八代の良さに触れ、将来、暮らしてみたいと思われるような魅力ある観光のまちづくりを推進します。

第 5 項 人と自然が調和するまち

自然と共生するまちづくり

九州山地に広がる原生的な森林、二次的自然である里地里山、球磨川や氷川に代表される河川、八代海に広がる干潟など、本市は多様で豊かな自然を有しています。この豊かな環境は、市の貴重な財産であり、市民の心身に潤いを与え、健やかで快適な生活を享受するうえでも欠かすことのできないものです。

自然の恵みに対する意識の高揚を図り、野生動植物の適正な保護・育成など生物多様性の保全に努め、生活の豊かさと自然が調和したまちの実現に向け、人と自然が共生していくまちづくりをすすめます。

【用語解説】生物多様性

自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性を意味します。

環境を支えるひとづくり

より良い環境を次世代へと継承していくためには、環境問題に取り組んでいく人材を育てていくことが重要です。

市民・事業者・行政それぞれが、環境保全を進めていく上での実施主体であることを認識するとともに、地域や学校での環境教育を推進し、環境保全意識の高揚を図ることにより、自主的な環境保全行動を促進します。

環境にやさしいまちづくり

市民生活を取り巻く環境は、日常生活 に起因する廃棄物問題や、生活排水による水質汚濁などに加え、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模の環境問題が顕在化するなど、複雑多様化しているのが現状です。

良好な地域環境を維持するため、公害の未然防止や生活排水対策、地下水の保全などを積極的に取り組むとともに、地球規模の環境問題に対応するために、省エネルギー・省資源に関する普及啓発や新エネルギーの利活用を推進し、地球環境への負荷低減に対処していきます。

また、市民・事業者・行政の協働により、廃棄物の排出抑制対策をはじめとし、再生利用の促進及び適正処理を進め、資源循環型社会を構築します。

第3章 計画推進の方策

第1節 効率的・効果的な行財政の経営

地方行政においては自主的な政策の立案・実施や自主財源の確保など「自治体を経営する」という発想での自立性の高い行財政運営が求められています。加えて社会経済の成熟化や個々の価値観の多様化などにより、行政に対する市民のニーズは多岐にわたり、行政需要も増大しています。

そこで、行政経営の視点から目標を明確にした成果重視の行政組織を構築するとともに、更なる職員の意識改革と能力の向上を図ります。

財政面においても、受益と負担の適正化を図り、財源の安定確保に努め、財政基盤の強化を図ります。また、施策の実施にあたっては、事業の重要性、緊急度、効果を検証するとともに、行政と地域住民との役割などを踏まえて、限られた財源のなかで健全な財政運営を進めます。

第2節 協働によるまちづくりの推進

地方分権が進むなか、市民が主役のまちづくりは、ますます重要な時代になると予想されます。

このような社会の大きな流れのなかで、私たちは、先に掲げた将来像の実現を確かなものにしていくために、市民参画のまちづくりから、市民と行政がそれぞれの果たすべき役割と責任を明確にし、相互に補完しあう考え方のもと、市民と行政との協働によるまちづくりへの転換が求められています。

そこで、市民と行政は相互に情報を共有し、行政は住民自治組織の育成に努め、地域と連携しながら、まちづくりの仕組みや方法を明確にし、地域特性を活かしたまちづくりを推進していきます。

また、国際化に対応したまちづくりを進めるために、市民の国際感覚の涵養と市民主体の国際交流を推進していきます。